

令和 7 年 4 月 1 日

群馬県二級建築士試験及び木造建築士試験の受験禁止の措置に関する基準

1. 趣旨

本基準は、群馬県知事が行う建築士法（昭和 25 年法律第 202 号。以下「法」という。）第 13 条の 2 第 3 項の規定に基づく二級建築士及び木造建築士試験（以下「二級建築士試験等」という。）における受験禁止の措置（以下「措置」という。）を行う場合の基準を定めることにより、二級建築士試験等を不正の手段によって受け、又は受けようとする行為に厳正に対処し、もって二級建築士試験等の公正かつ適正な実施を確保することを目的とする。

2. 措置の基本方針

二級建築士試験等の公正かつ適正な実施を確保するため、不正の手段によって二級建築士試験等を受け、又は受けようとしたことにより、法第 13 条の 2 第 3 項に規定する措置事由に該当するときは、本基準に従い、迅速かつ厳正に措置を執り行う。

3. 用語の定義

本基準において、「不正行為」とは、不正の手段によって二級建築士試験等を受け、又は受けようとした行為をいう。

4. 措置の基準

（1）一般的基準

措置の内容は、原則として次の表の左欄に掲げる行為の別に応じ、当該右欄に掲げるとおりとする。

措置事由に該当する行為	受験禁止期間
他の受験者の答案をのぞき見るなどの不正行為	1 年
参考書、メモ及び電子機器等を取り出し利用できる状態に置くなどの悪質な不正行為	2 年
虚偽の出願（替え玉受験、無資格受験など）によって二級建築士試験等を受け、又は受けようとするなどの極めて悪質な不正行為	3 年

（2）個別事情による措置の加重又は軽減

- イ 不正行為の内容及び情状により受験禁止期間を加重又は軽減することができる。
- ロ 過去に不正行為を行った者が、再度不正行為を行った場合は、その態様に応じて受験禁止期間を加重することができる。

5. 措置に伴う通知

措置を行った場合においては、措置を受けた受験者に別添のとおり通知するとともに、群馬県の指定試験機関へ情報の提供を行うものとする。

6. その他

(1) 二級建築士試験等の学科試験、設計製図試験は一連のものであることから、設計製図試験における不正行為により、受験禁止の措置を講じる場合には、当該受験者の学科試験の合格の決定を取り消すこととする。

(2) 不正の手段によって一級建築士試験、群馬県知事が行う二級建築士試験等又は他の都道府県知事が行う二級建築士試験等を受け、又は受けようとしたことにより、法第13条の2第3項の規定に基づき、国土交通大臣又は都道府県知事より建築士試験の受験を禁止された者については、群馬県知事が行う二級建築士試験等においても、措置を講じることとする。その場合、受験禁止期間は、当該措置を行った国土交通大臣又は都道府県知事が定める受験禁止期間に準ずる。

7. 施行期日等

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

(別添)

群馬県達建第 ー 号

(住所)

(氏名)

建築士法（昭和 2 5 年法律第 2 0 2 号。以下「建築士法」という。）第 1 3 条の 2 第 3 項の規定に基づき、〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日までの〇年間、二級建築士及び木造建築士試験の受験禁止を命じます。

〇〇年〇月〇日

群馬県知事

印

記

(理 由)

1 処分の原因となる事実

2 処分の根拠となる法令の条項

上記の行為は、建築士法第 1 3 条の 2 第 3 項に該当する。

3 処分の根拠及び内容

(1) 一般的基準

(2) 個人事情による措置の加重又は軽減

(3) 処分の内容

(1) 及び (2) により受験禁止期間〇年とする。

(教示)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、群馬県知事に対して審査請求をすることができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、群馬県を被告として(訴訟において群馬県を代表する者は、群馬県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。